

亀岡市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和8年8月10日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名 称 移動商店とらピ

所在地 亀岡市篠町王子唐櫃越1-54 メゾンソワレ201

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料

3 指定をした日

令和8年8月10日

4 委託期間

令和8年8月10日から令和9年3月31日まで